

入塾のお申し込みに際して、以下を必ずご確認ください。

株式会社 河合塾進学研究社主催校舎・教室(以下、「校舎」)で講座を受講される場合は、「特定商取引に関する法律」が適用されます。この書面ではその際の注意事項を説明しておりますので、必ずお読みください(受講期間が2カ月以下の講座、学費が5万円以下の講座を受講される場合は適用されませんのでご注意ください)。

- 1 お申し込み講座の授業内容・日程・学費〔入塾金と授業料および塾生サポート料(高校グリーンコースのみ)の合計〕・支払方法などの詳細は入塾案内書類および手続完了後にお渡しする書類に記載されております。
- 2 入塾後に初めて受講する講から最終講までが受講期間となります。ただし、高校グリーンコースの受験対策講座(映像／総合型・学校推薦型選抜対策プログラムの映像講)および目的別講座については、受講開始可能日から最大15ヶ月間(在籍中)、または高校3年生の3月末まで講座受講・閲覧が可能です。受験対策講座(映像／総合型・学校推薦型選抜対策プログラムの映像講)の授業を取りやめた場合であっても、視聴済みの講は各講座の受講開始可能日から最大15ヶ月間(在籍中)、高校3年生の3月末までの期間ご視聴になれます。ただし、途中退塾された場合、または高校3年生の3月末に達した場合は、その日をもって講座受講・閲覧できる権利が消滅します。総合型・学校推薦型選抜対策プログラムの個別指導の受講期間は、高校3年生の受講開始可能日から高校3年生の11月末(在籍中)まで受講が可能です。
- 3 お支払いになる学費には、講座受講費のほか、教材費・システム利用料などが含まれており、学費以外にこれらの費用をいただくことはありません(学費には消費税が含まれています)。ただし、以下については別途お客様にてご負担ください。
 - ・デジタル端末を使用する講座で、インターネットに接続できる通信機器代(タブレット・パソコン・スマートフォンなどのデジタル端末)や通信機器の充電に必要な電気代ならびに校舎外で通信機器を利用する場合の通信回線・通信環境等の設定・構築等およびそれらにかかる費用
 - ・個別指導講座でご案内する副教材などの別途購入費用。
 - ・(高校グリーンコースのみ)塾生サポート料に含まれる対象模試以外や上限回数を超えて、模試等を受験する場合の受験費用(塾生割引料金で受験可能)
 - ・講習(春期講習、夏期講習、冬期・直前講習等)の受講料(塾生受講料にて受講可能)
 - ・河合塾指定の商品(有料イベント料金、再発行など)の各種料金
- 4 株式会社 河合塾進学研究社が主催する校舎へのお申し込みは「特定商取引に関する法律」でいうクーリング・オフの対象になります。
 - 本書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面または電磁的記録により、無条件で解約ができます。
 - 不実告知による誤認、また威迫による困惑があった場合、あらためてクーリング・オフができる旨の書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面または電磁的記録により、無条件で解約ができます。
 - お申し込みの取り消しに伴うお支払い済みの学費の取り扱いは次のとおりです。
 - ・すでにお支払いされた学費は全額返金いたします。
 - ・お申し込みの取り消し以前に授業の一部を受講されている場合でも、学費は請求いたしません。
 - ・取り消しの申し出に際して、在籍を解除する費用や、講座受講を解除する費用を請求することはありません。
- 5 クーリング・オフ期間が経過した後でも(受講途中においても)受講講座の一部または全部を取りやめることができます。その場合の取り扱いは、次のとおりです。

1) 開始日前にお申し出された場合、取りやめた講座の学費は全額返金いたします。

2) ①受講開始後に講座の一部の取りやめをお申し出された場合、受験対策講座の授業料は、「現在受講中の講座」以降はいただきません。

②受講開始後に全講座の取りやめ(退塾)をお申し出された場合、

A. 受験対策講座の授業料は、「退塾日」以降はいただきません。

B. 塾生サポート料は、「退塾月」の翌月以降はいただきません。

C. 退塾時は、在籍を解除する費用として、3,300円(税込)が発生いたします。

※月払いの方は、退塾月の月末に上記A～Cを含む請求額を確定し、翌月にご登録の決済手段(「クレジットカード」「口座振替」「Pay-easy(ペイジー)」のいずれか)で決済いたします。それ以降のお支払いはありません。一括払いの方は、在籍を解除する費用を差し引いた残額または差額を返金いたします。ただし、目的別講座については、受講開始後の講座取りやめによる返金はいたしません。
- 3) 一定の要件を満たせば、ローン提供事業者または割賦購入斡旋業者に支払停止の抗弁ができます。

6 お預かりしました学費には、法的な保全措置を講じておりません。

※ご不明な点等がございましたら、受講校舎までお尋ねください。